

議員提出議案第9号

シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を  
求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2  
項の規定により提出する。

令和4年9月26日 提出

提出者	琴浦町議会議員	手嶋正巳
賛成者	同	井木裕
	同	川本正一郎
	同	澤田豊秋
	同	山本秀正
	同	川本善孝

令和4年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

## シルバー人材センターに対するインボイス制度の適用除外を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することにより、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

少子高齢化が進展し、高齢者の一層の活躍が期待される中で、センターにおいては、介護、育児、地域貢献など地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を、今後も積極的に果たしてまいります。

令和5年（2023年）10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定ですが、月に3、4万円程度の収入で免税事業者であるセンターの会員は、インボイスを発行することができません。そのため、センターは仕入税額控除が出来なくなり、新たに発注者からの預かり消費税相当額を納税する必要が生じます。しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はありません。

報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもってインボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、地域社会の活力低下をもたらすものと危惧されます。全国のセンターにとって、新たな税負担はまさに運営上の死活問題であり、その対応に大変苦慮しています。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、センターに対するインボイス制度の適用については、以下のとおり特例的な取扱いを要望します。

### 記

1. 消費税の特例措置として、センターに対するインボイス制度の適用を除外すること。
2. 年間課税売上高103万円（所得税非課税範囲）程度の少額所得事業者については、インボイスの発行を免除し、かつ仕入控除についても帳簿等で行うことができること。
3. 仮に特例扱いができない場合、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となるよう、追加的な財政支援を継続的に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月26日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣